

瀬戸市小中学校クラウド型校務環境導入及び運用保守業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務等の概要

- (1) 業務名称 瀬戸市小中学校クラウド型校務環境導入及び運用保守業務
- (2) 業務内容 別紙「瀬戸市小中学校クラウド型校務環境導入及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年8月31日まで
※ただし、令和8年度及び令和9年度の2年間で市内各学校に段階的に本環境を導入するため、分割契約となる想定であることに留意すること。
- (4) 履行場所 瀬戸市の指定する場所
- (5) 提案上限額 306,495,530円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出期限において、令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（（大分類）役務の提供等（中分類）コンピュータサービス（小分類）システム開発）の登録があること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 過去5年以内に国、地方公共団体において、ゼロトラストネットワークに関する実施設計又は構築等に関する実績を有していること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001（日本工業規格「JISQ27001」）又は日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメント」（プライバシーマーク）の認証を取得していること。

3 スケジュール

(1) 公告日	令和8年2月6日（金）
(2) 質疑提出期限	令和8年2月16日（月）
(3) 質疑回答日	令和8年2月20日（金）
(4) 参加表明書提出期限	令和8年3月2日（月）
(5) 提案書提出期限	令和8年3月19日（木）
(6) 選定委員会開催日	令和8年3月25日（水）
(7) 審査結果通知日	令和8年3月下旬
(8) 契約締結日	令和8年4月上旬

4 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式1）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

送付先：kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp

メール表題を「瀬戸市小中学校クラウド型校務用端末導入及び運用保守業務に係るプロポーザル質問票」とすること。

(3) 回答期日

令和8年2月20日（金）

(4) 回答方法

瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

(5) その他

同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

質問者の名称等については公表しない。

5 参加表明

(1) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

参加表明書（様式2）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

送付先：kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp

メール表題を「瀬戸市小中学校クラウド型校務用端末導入及び運用保守業務に係る参加表明」とすること。

(3) 提出書類

- ①参加表明書（様式2）
- ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO2700（日本工業規格「JISQ27001」）又は日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメント（プライバシーマーク）の認証の写し

6 提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市役所教育政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出書類及び部数

ア 業務提案書提出届（様式3）

イ 業務提案書 正本1部、副本7部

ウ 見積書 正本1部

(5) 作成に当たっての注意事項

ア 提案書

（ア） サイズは、原則として日本産業規格A列4番（以下「A4サイズ」という。）
とする。

（イ） 複数ページに渡る書類は、それぞれの書類ごとにホチキス等で綴じた簡易
製本にすること。A4サイズ以上の紙を使用した場合は、製本する際にA4サ
イズに揃えること。

（ウ） 正本と副本の提出がある書類について、正本は提案者名を記載し、副本には
提案者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。

（エ） 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び
計量法による。

（オ） 提出書類等の内容が仕様を満たしていない場合には、本市より期限を設定
したうえで修正と再提出の指示をする。提案者がこれに応じない場合には提案
を無効とする。

（カ） 提案者1者につき1提案に限る。

- (キ) 提案書は概ね下記の構成で作成すること
- a. 企業の概要（資本金、従業員数、組織、業務内容等）
 - b. 業務実績（過去5年間における類似業務の取扱実績等）
 - c. 業務実施体制（導入及び保守で体制が異なる場合はそれぞれ記載）
 - d. 提案内容
- イ 見積書
- (ア) 見積書の金額に「円」又は「金」を付すこと。
 - (イ) 見積書は封筒に入れ、封筒表面に「(宛先)瀬戸市長」及び「件名」を記入し、封筒裏面に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印すること。また、継目に3か所封印を押すこと。
 - (ウ) 見積金額に対して消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするため、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。
 - (エ) 内容に金額の内訳を記載すること。
 - (オ) 従量課金制のサービスを提案する場合においては、下記想定利用時間にて契約期間における使用料の総額を算出し、見積りに含めること。ただし、令和9年度までに段階的に導入する予定であるため、各学校の移行時期及び想定利用者数は仕様書「1-4. スケジュール」の表を参照の上、積算すること。
 - ・ 1台あたり月間40時間

※令和7年1月～令和7年12月の教職員パソコン稼働実績から算出

- (6) 提案書の取扱い
- ア 提出された提案書の内容変更等は、原則として認めない。
 - イ 提出された提案書は、返却しない。
 - ウ 提出された提案書は、契約候補者の決定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用しない。
 - エ 実施要領にて示したもの以外の資料は受理しない。
 - オ 提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。
 - カ 提出された提案書に含まれる著作権及び特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

- (7) 提案書の無効
- 次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。
- ア 参加資格を有しない者が提出した提案書

- イ 記載事項を判読できない提案書
- ウ 参加表明書に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- エ 虚偽の事項が記載された提案書
- オ 提案上限金額を超過した金額を記載した提案書
- カ 不正な利益を図る目的で、市の職員又は選定委員会の委員と接触した者が提出した提案書
- キ 実施要領で定める期限までに提出されなかった提案書
- ク その他実施要領で定める条件に違反した提案書

(8) その他

必要に応じて提出書類の追加又は変更を指示し、提出を求めることがある。

7 契約候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーション等を踏まえ、選定委員会において審査を行い、最も評価の高い提案者と、次に高い提案者を次順位者として契約候補者を選定する。最も高い提案者が2者以上の場合は、委員の協議によって決定する。

イ 選定委員会の委員は、非公開とする。

(2) 評価項目及び評価点数、審査基準

- ア 評価項目及び評価点数、審査基準については、別紙「評価基準表」による。
- イ 評価点数の合計が300点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- ウ 提案者が1者だった場合、審査において各選定委員の評価点数の合計が300点以上であれば、本実施要項を満たすものと判断し、その提案者を契約候補者に決定する。

(3) 実施内容

- ア 開催日時は、令和8年3月25日（水）午前10時からを予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。
- イ 選定委員会での発表内容は、プレゼンテーション及び実機を用いたデモンストレーションを行うこととする。デモンストレーションの対象機器は、PC（Windows11）及びiPad（第10世代）の2機種とし、本市が提案者毎にそれぞれ1台用意する（外部ディスプレイやマウス等の周辺機器を含む）。本市と調整の上、選定委員会前日以前に当該機器に対し動作環境の構築・検証を行い、審査会当日はこれを用いるものとする。

ウ 実施時間は、提案者1者につき、プレゼンテーション及びデモンストレーション60分以内、質疑応答15分程度とする。

エ 出席者は2名以内とし、本業務を担当する予定の業務担当責任者は必ず出席す

ること。

オ プレゼンテーションは提案書により行い、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーション、デモンストレーション及び審査は非公開とする。

8 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格とし、別途、瀬戸市指名停止取扱要領に基づき、指名停止措置を講じることがある。

- (1) 市の職員又は選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の決定までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

ア 業務名称

イ 契約候補者

ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

ア 業務等の名称

イ 業務内容及び契約期間

ウ 契約候補者の名称及び所在地

エ 提案者数及び審査結果

10 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徵収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

なお、提出された提案書の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとするが、公正性及び透明性の確保を図るため、原則として、あらかじめ実施要領等で示

した事項の変更は認めない。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所教育政策課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定による。

1 1 その他

- (1) 提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。
- (2) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式4「辞退届」）により届け出ること。
- (4) 提出書類は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する場合がある。

1 2 担当部署及び問い合わせ先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市教育部教育政策課企画係

電話 0561-88-2750 FAX 0561-88-2755

メールアドレス kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp